



### ● 飲酒運転は禁止

お酒を飲んで運転することは非常に危険で自動車の場合と同じく禁止されています。



【法 65 条第 1 項】

酒に酔った状態で運転した場合

【罰則】 5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金  
酒気を帯びた状態で運転した場合

【罰則】 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

また、酒気を帯びている者で飲酒運転を行うおそれのある者に自転車を提供してはいけません。



【法 65 条第 2 項】

【罰則】 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

飲酒運転を行うおそれがある者に酒類を提供したり、運転者が酒気を帯びていることを知りながら車両に同乗することも禁止されています。



【法 65 条第 3 項】

【法 65 条第 4 項】

【罰則】 2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金